

【航空分野】 育成・キャリア形成プログラム

- ・ 留学から特定技能 1 号への移行
- ・ 海外試験に合格し、特定技能 1 号で入国 等

凡例	黄色	技能の修得・向上に資するもの	緑色	フォローアップや意欲向上策
	赤色	在留資格の移行に係る要件		
	青色	その他必要に応じて適宜受講・取得するもの		

《 1 号特定技能外国人支援計画》

1 号特定技能
・ 来日
移行

特定技能 1 号 (1 ~ 5 年目)

2 号特定技能
移行

特定技能 2 号 (6 年目 ~)

1 年目 2 年目 3 年目 4 年目 5 年目 6 年目 ~

キャリア
ステップ
の概要

特定技能 1 号評価試験

特定技能 2 号評価試験

講習受講・
資格取得

安全・衛生教育

業務上必要な一般教育・業務教育（航空危険物教育・航空保安教育等）

業務上必要な資格の取得（普通自動車運転免許・空港構内運転資格・GSE操作資格・航空機操作資格
・ 作業（社内）資格等・航空整備士技能証明等）

監督者・作業リーダー資格

日本語
能力水準

A 2 . 2 相当以上

B 1 相当以上

マネジメント
経験

技能者に対する業務中の
サポート及び指導経験

技能者の指導育成経験
・ 作業リーダーの経験

間接業務の経験（Dailyコントローラー
・ 作業コントローラー・安全品質管理等）

その他
（フォローアップ
や意欲向上策等）

日本のルール・マナー・コンプライアンスに関する教育とフォローアップ

職制登用

技能修得状況や学習の理解度等に係る定期的なフォローアップ

その他育成ツール・支援ツール

定期面談等の機会にキャリアアップに係る相談対応

在留資格	目指すレベル （求められる 役割・作業）	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力 水準	マネジメント 経験	その他経験等
特定技能 1 号	指導者やチームリーダーの指導・監督の下、一定程度の業務を遂行する。特定技能2号への移行を目指す。	・制限区域内車両運転資格 ・航空機操作資格 ・GSE操作資格 ・危険物取扱者乙4 ・各種作業資格	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠A2.2相当以上 就労中の取組：日 本語教育の参照枠 B1相当以上	後輩技能者に対する業務中のサポート及び指導経験	普通自動車運転免許の取得
特定技能 2 号	指導者やチームリーダーとして、業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行する。	・制限区域内車両運転資格 ・航空機操作資格 ・GSE操作資格 ・危険物取扱者乙4 ・各種作業資格 ・監督者/作業リーダー資格（社内資格）	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠B1相当以上	・技能者の指導育成経験 ・Dailyコントローラー及び安全品質管理等現場ラインに包含される間接業務の経験	

在留資格	目指すレベル （求められる 役割・作業）	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力 水準	マネジメント 経験	その他経験等
特定技能 1 号	国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や装備品等の整備業務のうち基礎的な作業（簡単な点検や交換作業等）を行い特定技能2号評価試験の移行を目指す。	・「認定作業等（社内資格）※初級（基礎的な技能を要する作業を担当）」（1年目～2年目）	就労開始に必須：日本語教育の参照枠A2.2相当以上 就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上	—	普通自動車運転免許の取得
特定技能 2 号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行する。	・「認定作業等（社内資格）※上級（高度な知識、技能を要する作業を担当）」（3年目以降） ・「航空整備士技能証明（国家資格）」（8年目）	就労開始に必須：日本語教育の参照枠B1相当以上	・作業リーダーの経験 ・作業コントローラー等間接業務の経験 ・確認主任者としての業務指示（国家資格整備士の場合）	